

令和3年第7回(9月)川南町議会定例会会議録

令和3年9月17日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年9月17日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第46号 川南町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を定めるに
日程第2 議案第47号 川南町地域活性化基金条例を定めるについて
日程第3 議案第48号 川南町立地適正化計画策定委員会設置条例を定めるについて
日程第4 議案第49号 川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについて
日程第5 議案第50号 川南町税条例の一部改正について
日程第6 議案第51号 川南町下水道条例の一部改正について
日程第7 議案第52号 工事請負契約締結について
日程第8 議案第53号 工事請負契約締結について
日程第9 議案第54号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第6号)
日程第10 議案第55号 令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第56号 令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第57号 令和3年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第58号 令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第14 議案第59号 令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第2号)
日程第15 議案第60号 令和3年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第16 議案第62号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第7号)
日程第17 認定第1号 令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第2号 令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第3号 令和2年度川南町水道事業会計決算認定について
日程第20 同意第2号 教育委員会委員の任命について
日程第21 要望第1号 障がい者自立支援協議会及び、障がい者やその家族のための相談窓口の設置及び充実整備についての要望について

- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開議

- 議長（中村 昭人君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

午前10時40分再開

- 議長（中村 昭人君） 会議を再開します。
休憩前に引き続き会議を続行します。
ただいま、町長、環境水道課長から発言の申出がありましたのでこれを許可します。
- 町長（日高 昭彦君） あらためて、おはようございます。初日にですね、提案いたしました議案第60号令和3年度川南町水道事業補正予算第1号の中で、一部誤りがありましたので、お詫びして提案理由の訂正をお願いいたします。その箇所はですね、収益的支出第1款第2項と申しましたが、収益的支出第1款第1項に訂正をお願いいたします。議案の訂正につきましては担当課長に説明をさせます。
- 環境水道課長（橋口 幹夫君） 議案第60号令和3年度川南町水道事業会計補正予算第1号中に誤りがありました。お手元に配布をしております正誤表の通りですね、予算書の1ページの上から9行目になりますが、第2項が第1項の誤りでございました。単純な入力ミスでチェック体制がまずく、本当に反省をしております。お詫びして、訂正をいたします。以上です。
- 議長（中村 昭人君） ただいま説明のありました議案第60号につきましては、正誤表の通り、訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、議案第60号につきましては、正誤表の通り訂正をお願いします。

日程第1、議案第46号川南町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を定めるについて、日程第2、議案第47号川南町地域活性化基金条例を定めるについて、日程第3、議案第48号川南町立地適正化計画策定委員会設置条例を定めるについて、日程第4、議案第49号川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについて、日程第5、議案第50号川南町税条例の一部改正について、日程第6、議案第51号川南町下水道条例の一部改正について、日程第7、議案第52号工事請負契約締結（下野田・勝司ヶ別府線南下野田橋上部工工事）について、日程第8、議案第53号工事請負契約締結（サンA川南文化ホール舞台照明設

備保全整備調光盤設備等更新工事）について、本8議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第46号、第50号について、審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

議案第46号川南町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を定めるについては、地方自治法の改正により、町長等が損害賠償の原因となる職務を行ったと判断される場合に、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、職責に応じた一定額を超える部分の賠償額が免責されるよう条例で定めるものです。賠償責任額の上限については、政令の基準に合わせ、基準給与年額に町長は6を、副町長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員は4を、農業委員会委員は2を、町職員については1を乗じた額とし、これを超えた額を免除するものです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第50号川南町税条例の一部改正については、令和3年度地方税制改正に伴い、川南町税条例の一部を改正するもので、次の4件となっています。まず個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しについてで、30歳以上70歳未満の国外居住親族のうち留学生や障害者等の除き、住民税の非課税算定の基礎となる扶養親族の対象外とするものです。令和6年1月1日施行です。2つ目は、セルフメディケーション税制の延長です。これは、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、5年延長し、令和9年度までとするものです。令和4年1月1日施行です。3つ目は、特定非営利活動に対する寄付金制度における寄附金の範囲の見直しです。これは、出資に関する業務に充てられていることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限定されるものです。同じく令和4年1月1日施行です。最後に特定都市河川浸水被害対策法の指定区域における雨水貯留浸透施設の固定資産税特例です。これは、特定都市河川浸水被害対策法の指定区域内で、認定農業者が雨水貯留浸透施設を設けた場合、固定資産税を3分の1とするものです。施行日は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日となっています。審査の結果、討論、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会に付託されました議案について、関係課職員の出席を求め、説明を受け、慎重の審査を行いました。その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第47号川南町地域活性化基金条例を定めるについて、この議案は、地域活性化拠点施

設の指定管理者が協定の基づき納付する納付金を積み立て、施設の整備や維持管理費及び地域活性化に資する事業に要する経費の財源とするため基金を設置するもので、新たに基金を創設する理由としては、ふるさと振興基金等の既存資金に納付金を入れることによって用途が変わってしまうことを避けるためであります。指定管理者であるまちづくり株式会社から納付される納付金を財源とした基金であり、公私混同しないような運営をしてもらいたいという意見が出されました。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第48号川南町立地適正化計画策定委員会設置条例を定めるについて、この議案は、地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関として、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に関し、有識者等による調査及び審議を行うため策定委員会を設置するものです。計画の策定の主な内容は、住宅及び都市機能増進施設、都市機能誘導区域、居住誘導区域等の立地の適正化を図るための計画であり、人口減少問題に対処するためにコンパクトシティ形成のための計画であります。委員会は12名以内で組織する案となっております。現段階では、学識経験者1名、関係行政機関の職員1名、各種団体を代表する者8名を任命の予定であります。条例案どおり12名を任命すべきではないかという意見が出されました。採決の結果、賛成多数で可決であります。

議案第49号川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについて、この議案は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定の基づき、毎年度水道事業において生じた利益剰余金及び資本剰余金の処分の方法について条例を定めるもので、この条例が制定されれば議会の議決を求めず利益剰余金及び資本剰余金の処分ができる旨規定されていることから、議案を提出せずに条例により剰余金の処分を行うことができるようにするものです。地方公営企業法が平成18年に改正され、条例制定か議会の議決を求めるか二者択一の処分を示されました。長期総合計画基本構想については2011年5月に地方自治法が改正され、地方自治体における構想策定義務がなくなりました。それまでは地方自治法で、長期構想の議会の議決が必要でありましたが、法が改正されても地方自治法第96条第2項で議決事項として条例化してきた経緯があり、法が改正されてもできる限り議会の存在を認めていただき、議会に諮る必要があるのではないかという意見が出されました。採決の結果、賛成多数で可決であります。

議案第51号川南町下水道条例の一部改正について、この議案は、上水道の使用休止月の使用日数が15日以内かつ使用量が3 m³以下の場合の水道料金の算定方法と下水道使用料算定方法の整合性を図るため、条例の一部改正を行うもので、上水道の場合、基本料金1,023円の2分の1の511円を徴収しています。下水道料金も水道料金の算定方法に合わせ、基本料金1,430円の2分の1の715円を徴収しています。が、その根拠は同条例第20条で町長が理由あると認めるときは減額また免除という規定の基づいていました。今回、現状に合わせるため条例の一部改正を行うものです。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第52号工事請負契約締結について、この議案は、下野田勝司ケ別府線南下野田橋上部工工事について、7社を指名し入札の結果、株式会社山下建設代表取締役山下征俊氏を相手方として97,350,000円の契約締結するものです。延長24.8m、幅員9.5mで橋梁メーカーは県内では延岡の清本鐵工しかなくそこへ発注する予定ということですが、完成から納品まで8か月係るということで、次年度への繰越事業になることが予想されます。工事における価格の変更契約が生じないようにという意見が出されました。また、工期が年度内に終わらなければ債務負担行為の処理もあったのではないかとという意見もありました。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第53号工事請負契約締結について、この議案は、サンA文化ホール舞台照明設備保全整備調光盤設備等更新工事について、7社を指名し、入札の結果、株式会社一色設備工業代表取締役一色順二氏を相手方として、69,300,000円の契約締結するものです。川南町文化ホール、図書館複合施設は、平成11年3月に竣工し、20年が経過し老朽化が進んでいます。本工費は、老朽化した舞台と客席の調光装置主幹盤、調光器盤、フォローピンスポットライト2台を更新し、調光に必要な操作卓、操作パネルを改修するものです。設備ごとの耐用年数は違いますが、15年から20年であります。LED仕様については、現時点では一般的ではないが、ないことはない。が、価格が倍以上するとのこととあります。採決の結果、全員賛成で可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第46号川南町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第46号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第46号川南町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号川南町地域活性化基金条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第47号川南町地域活性化基金条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号川南町立地適正化計画策定委員会設置条例を定めるについて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第48号川南町立地適正化計画策定委員会設置条例を定めるについて反対の立場から討論いたします。議案第48号の提案理由は、地方自治法第138条の4、第3項に規定する附属機関として都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に関し、有識者等による調査及び審議を行うため、策定委員会を設置するものとの説明でした。国土交通省のコンパクトシティ形成支援事業の補助金を活用して今年度に中学校を含む町中の立地適正化計画の事業申請をするためのものですが、どこにも中学校の説明文はありません。コロナ感染症の広がりの中で、集まりは制限されましたが、昨年開催されたのは、町民懇談会で説明会はありませんでした。事業申請は、来年度にするとされています。立地適正化計画の方が国から補助率が良いからと言いますが、50年後を見据えての提案ですので、町民合意のもとで、安心して子育てできる町政を求めまして、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第48号川南町立地適正化計画策定委員会設置条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（養原 敏朗君） 私は議案第49号川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例について反対の立場で討論を行います。ただいま、委員長報告にありましたように文教産業常任委員会では、慎重に審査をされ、賛成多数で可決という結論を出されているところです。議案提案理由や補足説明にありますように、確かに地方公営企業法によれば、剰余金について条例を定めるかあるいは議会の議決をもって処分することと規定しています。ただ従来本町では、議会議決をもって決定してきました。条例で定め、議決を省くことにより、効率化が図られるという説明もありましたが、そもそも議会議決を省略することが効率的という視点が疑問に思います。なるだけ、議会の判断を求めることが町民の声を聞くということではないでしょうか。決算審査で判断を仰げるということでしたが、決算審査では、現在の地方自治法下では、決定に変更することは不可能です。また、効率化だけを追えば、町長はもちろん毛頭お考えではないでしょうが、鹿児島県の某市にあったように総務省も違法とまで言えなくても、適当ではないという専決の乱発ということもあり得ます。

次に今回提案条例には、地方公営企業法第32の2にある欠損を埋めるための積み立てが欠落していると感じます。今回の剰余金処分提案議案についても町議会では、全員賛成で可決していますが、議員は議案に対していたずらに反対したりしていない証です。もちろん時としては、町長の意に沿わない判断もすることもあるでしょうし、良いものは良い、疑義がある際には、詳しくお尋ねし、提案是正あるいは、反対することもあるかもしれませんが、是々非々の立場を貫くのが、地方議会の姿です。提案される案件について、できるだけ、議会賛同を得られるよう努力し、議会の声を聞くようお願いしたいものです。以上の理由を挙げて、議案第49号については、現段階では、賛成しがたいと反対して討論を終わります。議員の皆様の反対に賛同をお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第49号川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについて、賛成の立場に立って討論いたします。その理由についてであります。原案に反対者の討論を伺うと、地方自治法第96条第2項軽視が主な理由のようではありますが、川南

町議会は、令和2年3月議会で議会発議の地方自治法第108条第1項の規定に基づき、町長において、専決処分をすることができる条例を定め、議員自らが地方自治法第96条2項で定める議会の権限を放棄しています。その結果、予算乱費の専決処分の乱用を抑止できずにいるのに、今さらながら96条を持ち出し、因縁をつけていますが、天に唾するものであり、片腹痛いとはこのことであります。原案は平成18年度改正された地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、適正に提案されたものであり、天に唾する言い分は、法の枠を超えた越権行為である。自らが町長に専決処分の権利を与えた議会が物を言える立場でないことを一言申し述べます。なお、原案に関する案件は水道事業会計決算認定審査において、全ての町民に安心安全な飲料水を安定的供給できるように指導することは可能であり、原案を認め賛成するものであります。皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） 議案第49号川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについて、賛成の立場で討論を行います。まず、水道事業が適用されております地方公営企業法の制定や改正の背景には、今後人口減少が及ぼす影響が各種公営企業の運営に大きく影響し、厳しい環境に置かれるが危惧されること、また、将来に渡り、継続的な住民サービスの確保が困難であると予想されることなどがあります。公営企業は、ますます企業として合理的、かつ能率的な経営が求められています。また、皆さんも御存知のとおり、会計処理を企業会計で行うことにより、現金の収支に止まらず、経済活動、財政状態の変動を具体的に捉え、事業の経済活動の確認や全体像を的確に捉えることができ、透明性や独立性の向上に資することができます。本町の水道事業は管理者や権限を持つ独立した公営企業ではありませんが、町の事業として、町条例や地方公営企業法の適用事業ということで運営されております。地方公営企業法の第3章に財務規定がありますが、今回の条例制定案は、その財務規定に基づくものとなっております。地方公営企業法32条の内容は、欠損金の処理、利益の処分、資本剰余金、資本の額に関するものとなっております、複雑なものではありません。皆様も過去の剰余金処分案の議案内容からも理解できるものと思います。また、監査委員審査や議員決算審査は従前のとおり継続されます。さらに、今回の条例案は限定された範囲のみの剰余金処分を謳っており、なんら問題のあるものではないと判断しております。住民を代表する議員で構成する議会の議決は町政運営にとって、最も重要であり、その考えは、普遍であります。当条例案にかかる内容は、必ずしも議会の議決を要する範囲のものではないと私は考えます。以上のことにより、条例制定に賛成するものであります。総務省は、公営企業の経済性発揮を促進し、合理的、能率的な責任ある独立した事業運営を求めており、今回の条例案の上程はそれを目指すものであると考えます。公共福祉の増進を阻害する要因は、全くないと判断をします。皆様の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（中村 昭人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第49号川南町水道事業の剰余金の処分に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号川南町税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第50号川南町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号川南町下水道条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第51号川南町下水道条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決さ

れました。

議案第52号工事請負契約締結（下野田・勝司ヶ別府線南下野田橋上部工工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第52号工事請負契約締結（下野田・勝司ヶ別府線南下野田橋上部工工事）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号工事請負契約締結（サンA川南文化ホール舞台照明設備保全整備調光盤設備等更新工事）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第53号工事請負契約締結（サンA川南文化ホール舞台照明設備保全整備調光盤設備等更新工事）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算（第6号）、日程第10、議案第55号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第56号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第57号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第58号令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第59号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第60号令和3年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第62号令和3年度川南町一般会計補正予

算（第7号）、以上、8議案を一括議題とします。

本、8議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第54号、第55号、第56号、第57号及び第58号について、審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算（第6号）についてですが、まず予算書の5ページに繰越明許費に東地区コミュニティセンター改修工事として29,300千円が計上されています。これは工事を10月から来年3月までを予定しているものの、近々行われる衆議院議員総選挙の投票日まではセンターを使用することとしており、場合により年度越えが想定されるためのものです。6ページの債務負担行為補正は、令和3年度寄附分ふるさと納税特産品発送事業の限度額を60,000千円と定め追加計上するもので、返礼品の出荷が令和4年度にまたがることからの計上です。歳入の20款5項3目雑入の返還金4,980千円は、令和2年度後期高齢者医療法給付費の精算によるもので、後期高齢者広域医療連合から戻されるものです。これは法律で保険給付の12分の1に相当する分を負担しなければならないとなっていて、令和2年度事業に支出した分を精算するものです。歳出の2款1項6目、企画費の国庫支出金返還金7,630千円は、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関わるもので、最終交付決定額が377,243千円であったのに対し、実績は31事業に369,613千円を充当したもので、差額の7,630千円を返還するものです。3款2項2目の児童措置費、子ども・子育て支援の拡充、私立幼稚園等給付費は、1、町外認定こども園の利用が増加傾向につき2,560千円、2、家庭内保育事業に2,400千円、3、一時預かり事業に2,160千円、4、他市町村への委託金に6,000千円を計上するものです。4款1項予防費、防災：減災対策新型コロナウイルス感染症対策事業の消耗品費800千円は、コロナワクチン接種に関わる消毒液や注射針等の産業廃棄物用ごみ箱が予定されています。光熱水費500千円は、会場を常時空調運転していることやワクチン冷却等のものです。また、ワクチン接種コールセンターサービス利用料4,114千円は、当初契約が9月末までだったところを、対象範囲が広がり期間が2か月延長されることに伴う計上です。9款1項2目消防団員退職功労金880千円は、在籍10年以上の今年度退職予定者5名が対象です。審査中、委員から予算には会計年度独立の原則があり、年度内完了は大原則である。当初から繰越が予測されるのであれば債務負担行為ですべきであり繰越はおかしい、従ってなるべく繰越は生じないようにとの意見や返還金の発生は当初の計上や見積もりが起因しており、これらもなるべく生じないようにすべきとの意見がありました。また新型コロナウイルスワクチン接種率に関しては、対象者が若くなり人数も増加しているため、できる限り態勢を整えて接種率のアップに努めるようにとの意見もあ

りました。また高齢者の未接種者に対しては、まだまだ接種が可能なことや、デマなどに惑わされぬよう正確な情報で積極的に啓発活動を行うよう提言されました。審査の結果、討論はなく全員賛成で可決しました。

議案第55号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、予算の総額に歳入歳出それぞれ43,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,298,275千円とするものです。歳入の7款2項1目の保険運営基金繰入金のマイナス19,271千円は、このたびの国保税算定に伴い歳入で19,274千円増額補正されたこと、及び8款1項1目繰越金が43,481千円増額されたことを受け、基金を取り崩す必要がなくなったので減額するとの説明でした。歳出の5款1項1目保険運営基金積立金37,864千円は、令和2年度繰越金から令和3年度返還金などの必要額を差し引いた残りのものを基金に積み立てるものです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第56号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ205,535千円とするものです。歳入の4款1項1目繰越金の1,622千円は、令和2年度歳入歳出差引残額をそのまま繰越金として計上するものです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第57号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算第1号については、予算の総額に歳入歳出それぞれ541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,318千円とするものです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第58号令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、予算の総額に歳入歳出それぞれ82,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,797,871千円とするものです。介護保険の財源については、総額の半分のうち、さらに半分が国、4分の1が県、4分の1が市町村で、残りが保険料で賄われます。そのうち23%が65歳以上、27%が40歳から65歳未満とのことです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第54号、59号、62号について、関係職員の出席を求め、現地確認を行い、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査経過と結果について御報告を申し上げます。

議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算（第6号）について、所管課ごとに報告いたします。

まず産業推進課関係でございます。産地生産基盤パワーアップ事業補助金9,289千円の減額は、ハウス入札による減額で、トマト2件、キュウリ2件、ニラ1件分であります。また、

施設園芸用ハウス産地競争力強化事業費補助金5,662千円の減額についてもハウス入札による減額で産地生産基盤パワーアップ事業の町の上乗せ分であります。新型コロナウイルス感染症対策事業の賄材料費1,152千円は、新型コロナウイルスの影響で和牛肉の消費が落ち込んだために、学校給食の食材として、県産牛黒毛和種を1人当たり200g、1,440人分を提供するものです。県補助10分の10でございます。新規就農者支援事業補助金270千円は、国の農業次世代人材投資事業の対象とならない50歳以上のトレーニングハウス研修生が対象で、町、JA、中央会、県農業公社が均等に負担し、3万円の9か月分であります。経営継承・発展支援事業補助金5,000千円は、担い手の経営を継承し、発展させるための国の新規事業で、親元就農者で青色申告を行うなどの条件で、1人1,000千円の5人分を見込んでいます。国補助2分の1であります。園芸特産振興対策事業補助金1,000千円は、コスト削減、省力化、高収益栽培を図るための事業です。町補助4分の1、10a当たり15万円を限度としております。産業振興団体補助金406千円は、JA尾鈴へJA尾鈴イチゴハウスの休憩所及び簡易トイレ設置に対し補助をするものです。県補助3分の1でございます。農業人材受入環境モデル構築事業補助金1,993千円は、尾鈴ミートが導入するエコトイレに対する補助です。これも県補助3分の1です。川南町優良繁殖雌牛導入等補助金3,000千円は、令和4年に鹿児島で全国和牛能力共進会が開催されるため、品評会が1回増えたことと、若手農家の優良繁殖牛の導入が進んでいるために追加計上するものです。優等15万円、1等10万円、2等5万円を助成するものでございます。川南町優良肉用繁殖牛導入貸付金8,000千円は、子牛価格が安定してきたことや繁殖牛農家の後継者の増頭意欲が高まっているため追加計上するものです。1頭80万円の10頭分であります。町有林雑木伐採委託料1,366千円は、塩付地区の雑木及び竹林1haの伐採と処分に係る費用です。水産業人材投資事業給付金1,500千円は、1年以内に親元就業した漁業後継者50歳以下に対する給付金1名分です。2名の該当者があり、1名分については当初予算で計上してあります。漁業経営緊急対策資金利子補給事業補助金216千円は、生活費を含む新規事業貸付分の利子補給補助です。国0.5%、町0.5%であります。漁港漁場協会負担金764千円は、負担金の基本割及び事業割額の確定により追加計上するものです。基本割額45千円、事業費割1,358千円でございます。水産生産基盤整備事業負担金10,400千円は、令和4年度分の漁港整備事業を前倒しして実施するための町の義務負担であります。10分の1の負担でございます。地域活性化基金積立金3,000千円は、地域活性化拠点施設の大規模な修繕や模様替え、高額な備品の更新等に対応するために基金を積み立てるものであります。

建設課関係であります。道路維持費10,000千円の委託料は、6月12日から13日にかけての梅雨前線豪雨により、路肩崩壊、土砂崩れ、舗装破損等が多数発生したことにより、今後の維持管理予算が不足する見込みのため、計上するものです。工事請負費4,110千円は、令和2年度に測量設計委託を行った鍛冶ノ別府中線の路肩補修工事を行うものです。道路橋り

よう費の原材料費2,700千円は、通学路等への側溝蓋設置ほかコンクリート二次製品を購入するものです。公共交通費の委託料1,039千円は、JRのダイヤ改正により、トロントロンドームから川南駅間のシャトルバス1便増便する必要が生じたための計上です。JR日豊本線100周年イベント負担金30万円は、県及び沿線3市5町が負担し、写真展、スタンプラリー等を開催し、100周年を祝うものです。交通事業者支援金は、バス、タクシー、代行業者に対し助成するものです。バス3台掛ける10万円、タクシー10台掛ける2万円、代行14台掛ける2万円で合計780千円の助成をするものです。県補助10分の10です。住宅管理費の工事請負費9,900千円は、南中須住宅共同アンテナが雨天時等に映らない不具合が出ているための建替えと豊原住宅、番野地住宅、白坂住宅階段手摺が錆びているための塗装工事及び新橋住宅の倉庫が雨漏りするための改修、ひばりが丘住宅倉庫の扉の修繕を行うものです。木造住宅耐震化リフォーム支援事業補助金1,000千円は住宅耐震設計、工事1件を追加するものです。国2分の1、県4分の1以内の補助です。道路橋りょう災害復旧費の工事請負費3,000千円は、6月12日から13日にかけての梅雨前線豪雨により発生した下原唐瀬線の路肩崩壊1か所分の復旧工事でございます。国100分の66.7の負担です。

農地課関係についてでございます。農地管理事業の修繕費2,000千円は、台風豪雨等に備えて追加計上するものです。農村センター管理費の工事請負費2,860千円は、農村センター玄関屋根補修工事で、雨水管がセンター内部を通っているため、雨漏りの原因であったが、今回は雨水が内部を通らず外部の雨水管を通るように工事を行うものです。災害復旧費の測量設計等業務委託料6,600千円は、弥次郎頭首工、登り口地区農道、井手ノ上地区用水路の災害復旧のための測量委託です。農業用施設災害復旧工事27,000千円は、弥次郎頭首工、登り口地区農道、井手ノ上地区用水路の災害復旧工事するものでございます。

次に教育課関係でございますが、小学校費、学校管理費の需用費1,500千円は、今後突発的な修繕に対応するため追加計上したものです。委託料3,200千円は、ガラス飛散防止工事設計委託料で川南小学校、通山小学校について飛散フィルムを貼り付け災害時に児童の安全を確保するために取り組むものです。令和4年度に多賀小、山本小、東小を、令和5年度に唐瀬原中学校、国光原中学校を設計委託し、翌年度に工事を行うものです。教育振興費のGIGAスクールサポーター業務委託料4,575千円は、令和2年、3年度で導入した児童用のタブレット端末を有効に活用するため教員のスキルアップと職員をサポートするもので、10月から3月まで、サポーター1名を配置するものです。国2分の1補助でございます。また、パソコン保守委託料567千円は、令和2年度導入したタブレット429台分の保守料で、令和3年11月末で1年間の保守が切れるために計上されたものです。パソコン賃借料712千円は、小学校教職員用タブレット端末64台分で5年間のリース契約となります。修学旅行コロナ対応特別支援金1,877千円は、小学校5校分の旅行キャンセル代であります。中学校費、教育振興費のGIGAスクールサポーター業務委託料1,830千円については、小学校費と同様です。

パソコン保守委託料618千円は、令和2年度導入の468台分です。修学旅行コロナ対応特別支援金3,674千円についても小学校と同様です。社会教育費、社会教育総務費のパソコン賃借料は、地域学校協働活動推進の学校運営協議会事務員2名分です。5年間のリース契約となります。成人式開催支援事業は、令和3年で20歳を迎えた当事者たちで構成する実行委員会と共催で令和3年成人式代替事業を行うものです。12月30日に開催予定となっています。学校給食費の新型コロナウイルス感染症対策事業102千円は、学校給食調理場用として、消毒液、飛沫ガードパネル、非接触型検温器を購入するものです。災害査定については、関係課で協議を行い、町の有利な方法で対処すべきである、という意見が出されました。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第59号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）、この議案は、国が実施するマイナポイント事業の期間延長に伴い予算計上を行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ212,500千円とするものです。歳入は、電子地域通貨販売収入2,000千円とマイナポイント事業費補助金500千円です。歳出は、電子地域通貨換金料2,500千円で、電子地域通貨が利用された店舗に支払う費用です。令和3年4月までにマイナンバーカードを申請した方で、マイナポイントの申込とチャージを12月末までに行った方が5千円上乗せの対象となったためです。マイナポイント事業で、マイナンバーカードの取得率は、事業前は30%台でありましたが、50%を上回ったとのことであります。採決の結果、賛成多数で可決であります。

議案第60号令和3年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）について、この議案は、収益的支出第1款第1項の営業費用から1,296千円減額し、支出の総額を342,130千円とするものです。また、予算第6条で定めていた職員給与費55,328千円を人事異動に伴い、916千円を減額し、その総額を54,412千円とするものです。職員数は6名です。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第62号令和3年度川南町一般会計補正予算（第7号）について、この議案は、新型コロナウイルス感染症に伴う県独自の緊急事態宣言が9月30日まで再度延長となったことから、飲食店時短営業協力金及び経済影響事業者支援金を予算計上するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,513千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10,794,215千円とするものです。歳入は、国庫支出金13,840千円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。県支出金は、19,927千円の増額で、新型コロナウイルス飲食店等時短営業支援金です。繰入金は4,746千円の増額で、財政調整基金繰入金です。歳出は、商工費で38,513千円の増額で、主なものは飲食店等時短営業協力金21,726千円と経済影響事業者支援金16,400千円です。協力店舗は45店舗で、9月13日から9月30日までの18日間分であります。また経済影響事業者は66店舗で、9月の売上が前年又は一昨年の同月比で20%以上減少していることが条件で、20%から50%減少が最大20万円、減少率が50%以上の場合、最大

30万円を交付するものです。これらの支援金は、税について営業外収益として申告することのなります。採決の結果、全員賛成で可決であります。

以上で、文教産業常任委員会に付託された議案についての審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算（第6号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第54号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第54号令和3年度川南町一般会計補正予算（第6号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第55号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第55号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第56号令和3年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第57号令和3年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第58号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第58号令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第59号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論します。今回の補正予算は、国が実施するマイナポイント事業の期間延長に伴うものですが、マイナポイントには、マイナンバーカードが不可欠です。国がマイナポイントを進めるのは、世界から遅れをとっている日本のキャッシュレスサービスを普及させたいからです。私は、この時代の流れについていけないのでマイナンバーカードを持っていません。マイナンバーカードは、身分証明になると言われても私には使い道はありません。従って、議案第59号には反対です。反対討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第59号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第59号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号令和3年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案60号令和3年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号令和3年度川南町一般会計補正予算（第7号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第62号令和3年度川南町一般会計補正予算（第7号）については、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後の会議は13時からとします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第17、認定第1号令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第2号令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第3号令和2年度川南町水道事業会計決算認定について、以上、3案件を一括議題とします。

本3案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に、それぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（養原 敏朗君） 9月8日の本会議において、一般会計決算審査特別委員会に審査付託されました認定第1号につきましては、9月9、10日の2日

間にわたり、6名による委員で慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

認定第1号令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきと決定しました。歳入総額129億3,720万7,678円、歳出総額127億398万6,869円、歳入歳出差引額2億3,322万809円となっており、執行率は96.5%です。翌年度繰越額2億9,709万8,246円、不用額1億5,770万6,843円となっています。基金残高は57億6,846万4,732円で対前年比8,968万7,058円の減、また地方債現在高60億4,078万6千円で前年から4億2,092万円の増となっており、防災行政無線更新工事による新たな起債の影響です。新型コロナウイルス感染症拡大は多方面に深刻な影響をもたらしたが、本町の令和2年度決算にも歳入歳出ともに随所に色濃くその影がみられます。歳入についてですが、町税については法人税率の引下げやコロナ感染影響も含むと思われる業績不振による減、及びコロナ感染による徴収猶予措置などで税込減額が見られます。一方、ふるさと納税については12億2,866万8,800円、前年度比3億9,329万4,400円47.0%の伸びとなっています。返礼品数増やふるさと納税者のニーズに即した新たな商品開発等が実を結んだものとコロナによる巣ごもり需要があるのではということですが、関係職員に不断の努力が実を結んだ結果であることは否定できません。更なる奮闘を期待します。また地方創生臨時交付金3億6,739万9千円等の国からのコロナ対策関連補助も歳入を膨らませています。歳出についてもコロナ対策関連事業や感染予防対策の支出が平年と異なりみられます。逆に通常実施していた事業や大会ができなかったり援助団体事業にも中止や縮小されたものがあり歳出減少したものがあります。町民の健康を守る特定健診等の不可欠事業もたびたびの延期や実施しても住民の密回避行動等により受診率が低下しており、他事業についても当分はコロナ感染を意識した上での事業組立が迫られています。また部署によっては今まではなかった事務、事業に追われる等しており、イレギュラーな業務が増えているが、従来の仕事が停滞しないよう工夫を強いられています。

認定第1号を審査する中で、多くの意見がありました。特に川南町の将来に係る問題ですが、多額の税が投入された尾鈴地区畑地かんがい事業については県営事業完了も間近に迫り、関係機関、各課協力して営農プランを示しながら開栓率を向上し、基幹産業発展に寄与することに努めてほしいこと、また各種事務、事業を組立、遂行に関しては本町の高齢化率に鑑み高齢社会を意識するようとの意見もありました。

決算を全体的に見て予算執行について次のような意見が出されました。会計年度独立の観点からはあまりにも繰越額が多くないか。国の15カ月予算編成等があることなどは理解するが、もっと年度内執行に努力すべき、国への返還金がみられるが予算編成を精査し返還が生じないように努力してほしいこと、不用額は補正等を適切に利用して最終的にはあまり生じないようにしていただきたいことなどがありました。

各課では決算審査を機会に諸々の事務、事業についてPDCA作業を行い次年度以降の事

務事業に活かし、また予算編成に努めるよう意見が出されたことを加え報告とします。

○議長（中村 昭人君） 次に、特別会計、水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計、水道事業会計決算審査特別委員長（徳弘 美津子君） 認定第2号、認定第3号について、9月9日、特別会計、水道会計決算審査特別委員会委員で関係課職員の出席を求め審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。あらかじめ、特別会計は特定の収入をもって特定の支出にあてるため、その対象となる方々へ世帯が限定されることから委員長報告の中に決算書では見えない加入人数などを入れてることを述べさせていただきますことを申し添えます。よろしく申し上げます。それではそれぞれの特別会計ごとに報告いたします。

令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算です。国民健康保険事業の令和3年3月1日現在の被保険者数は4,693人2,696世帯となっております。後期高齢者医療に75歳で移行することにより、保険者数は減少となっており、あわせて保険税も前年比5.2%減となっております。令和2年度事業において特筆すべきは新型コロナウイルスにかかる国民健康保険事業の減免措置として14件で2,518,800円や徴収猶予が3件で574,000円となっております。国保事業は令和2年度より広域となっており、医療給付としては14億1,325万4,298円です。

令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算です。通浜地区18haに下水道整備することで生活排水対策を行うもので、平成2年2月1日に特別会計が設置されました。令和3年3月31日現在では、区域内人口933人に対して加入人口は726人で加入率は77.81%となり、区域内世帯数436世帯に対して加入世帯は325世帯で、加入率は74.54%という状況です。歳入での使用料金など受益者負担は947万6,510円となり、歳出の処理施設の点検委託料など運営するための費用は約880万円となっておりますが、令和2年度に行った工事代などが916万7,400円、償還金、利子で450万5,264円で一般会計より繰り入れております。施設の老朽化に伴いさまざまな模索をしながらこの事業を行っています。

令和2年度川南町下水道事業特別会計歳入歳出決算です。公共下水道事業で川南処理区182ha、生活排水対策を行うために平成9年4月1日に設置されたものです。令和2年3月31日現在での区域内世帯数1,644世帯に対し加入世帯数は1,171世帯、加入率は71.23%となっております。歳入の受益者負担としての下水道使用料は4,904万9,019円で歳出計上されている経費にあたる費用は4,624万8,565円となっております。下水道事業にかかる建設等の工事2,429万5,060円や償還金6,087万5,662円、利子1,167万6,096円は主に一般会計からの繰入金8,430万円からとなっております。歳出の公営企業会計移行総合支援業務委託料の324万416円は、令和6年度に下水道事業が企業会計になることで日本下水道事業団への調査などの委託料です。下水道事業は環境に考慮した施策です。現在の加入率を延ばすことが必要と思われ

ます。

令和2年度川南町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定です。介護認定審査会は、川南町と都農町で交互に年間50回の審査会が開催されています。審査件数は、川南町726件、都農町500件の合計1,226件で、認定者数は川南町が735人となっています。介護認定更新は年に1回ですが、新規介護申請者は半年に1回、また介護度の変更により更新を待たずに審査を受けます。高齢化に伴い介護認定者も年々増加傾向です。

令和2年度川南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定です。介護保険制度は平成12年4月1日に設置されました。川南町の高齢者65歳以上は5,445人で総人口の35.33%になります。先ほどの介護認定会計で報告したように介護認定者は735人で高齢者数での認定率は13.5%で昨年度より38人減となっておりますが、各介護に係るサービスや施設に支払われる給付費にあたる保険給付費は、14億8,688万5,201円で前年比526万1,561円増加しております。介護保険の財源は、まず65歳以上の1号被保険者保険料23%、そして40歳から64歳の2号被保険者保険料27%、公費が50%になりますが、国25%、県12.5%、町12.5%で運営しています。保険給付の推移は年々増加しており、平成25年度12億1,438万円でしたがそれから令和2年度14億8,688万円の8か年で年間約2億3,950万増加しています。準備積立金は1億9,664万1,555円で平成25年度より1億250万1千円増加をしております。

令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定です。後期高齢者被保険者数は、令和3年3月31日現在2,663人の前年度比37人の減であります。後期高齢者医療も広域になっており、川南町が納付した金額は歳出で1億9,158万5,348円となっておりますが、実際に支払われた後期高齢者の医療給付費は22億6,471万1,543円です。この医療給付費は決算書での数字に計上されませんので、委員長報告に述べさせていただきました。国保と後期高齢と同じ広域ですが、医療給付金として負担するやり方が違うのは主に、後期高齢保険料は県下一律の税率であることから国、県などから広域の方に支出されること。国保事業は各市町村で税率や算定方法が違うことや減免世帯の違いなどから、国、県から各町村に交付されることで、このように広域への負担金が大きく違うこととなります。

令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計歳入歳出決算認定です。この特別会計は、畑かん用水を暫定的に畜産用水として使用するために設置された尾鈴地区畜産用水管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、平成28年度に設置されました。県営事業の完了予定の令和6年まで、畑かん用水の暫定的水利用として畜産用に使用する事業ですが、県営事業が遅れを生じていることから期間延長になるとの説明でした。各畜産農家の水使用料は319万770円で使用水量58,014^m、大幅に利用増となっております。年々増加する傾向にあります。畜産農家の内訳は牛農家12件、豚農家7件、鶏農家4件計23件ですが、そのうち6件については使用はされておりましたが、契約されていることから基本料金1,000円は負担していただいています。使用料は20^mまでが基本料金で1,000円、これを超えると1^m当た

り50円が追加となっております。メーター検針は職員が担当しています。尾鈴土地改良区連合に支出する使用料及び賃借料のダム用水使用料は273万8,901円。1 m³当たり43円に消費税を加算したものです。

令和2年度西都児湯行政不服審査会特別会計歳入歳出決算です。この特別会計は、行政の処分又はその不作為についての審査請求の裁決の客観性、公正性を高めるために地方自治法第209条第2項の規定により、西都児湯行政不服審査会の円滑な運営とその経理の適正を図るため、平成28年度より設置されたもので、西都児湯行政不服審査会として共同で設置しているものです。令和2年度は1件の事案がありましたが、町長の諮問に対し委員会での答申は棄却となったようです。

認定第2号令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号令和2年度川南町水道事業会計決算認定についてです。令和3年3月31日現在で給水戸数6,594戸、給水人口14,737人、年間総配水量は223万6,040m³、1日最大数量7,421m³です。川南町内の水道管の長さは42mm管で272kmとなっております。令和2年度より営農飲雑用水事業との統合になっております。石綿管は現在残り3.6kmとなり10か所以上となっております。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定第3号令和2年度川南町水道事業会計決算は認定すべきものであると決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 認定第2号令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算の令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計歳入歳出決算認定について伺いますが、この特別会計は、平成28年度に設置されました。畜産用水管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために平成28年度に設置されたものでありますが、この決算認定そのものには問題はありませんが、本年の3月議会で川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例を定めましたので、現状のままの会計処理では、公益性、公平性等に問題が生じると思うわけですが、そこで1つだけ伺います。この不用額が992,307円になっておりますが、この取扱いをどのようになされるか伺います。

○特別会計、水道事業会計決算審査特別委員長（徳弘 美津子君） 申し訳ありません。不用額についての審査というものがちょっと特に出なかったのも、すみません、不用額についての審査がなかったのも、私の中で分かりかねるんですが、どういうふうにかえたらいいかな、不用額。

○特別会計、水道事業会計決算審査特別副委員長（福岡 仲次君） この件はですね、畜

産用水から管理費を個人から管理費を頂いたお金を一旦この事業に入れまして、それを土地改良区に返還するというものであります。以上です。

○議員（児玉 助壽君） 尾鈴土地改良区に返還するちいうような答弁であります、この川南町尾鈴地区基幹水利施設管理条例の制定にあたってはですね、この今土地改良法第96条4において準用する同法第57条の2第1項の規定に基づく国営尾鈴地区土地改良事業に関わる基幹水利施設である切原ダム、青鹿ダム、宮ヶ原頭首工、宮ヶ原用水路、基幹水路、赤石、登り口、第2鵜戸の本及び鵜戸の本調整水槽（以下施設という）等の管理に関し必要な事項を定めるものとして、2条で町長は施設の放流または止水を行うにあたって、農業用排水の適正な管理並びに施設及びその周辺の保全を図るため、水流量、止水状況等考慮するものとするところあるわけですが、これに関してはこのこれで見ると明らかに、ダムの管理は町の維持管理になっておるので、第5条で町長は施設の適切な管理を確保するため、定期的に気象及び、違うか、あ、第7条で町長は第2条から前条までに掲げる事項について、その全部または一部土地改良ごとに委託することができることとあって、当初予算で土地改良区に委託費を払っております。その上、土地改良区に運営補助金を拠出しておるわけです。その上にまたこの畜産農家からがじめとった不公平に徴収したですね、このダム用水量をですよ、土地改良区に返金するという事は、非常に法的にも問題があるものであります、そういうこととして、土地改良区にこれを返還する根拠は、ないと思うわけですが、土地改良区はこの今申し上げた施設についての管理は町に委譲しておるので、ダム用水量を徴収することもそれを土地改良区の運営費に使うことはできんと思うわけですが、法的に考えて。町営事業になつとるわけですよ。

○特別会計、水道事業会計決算審査特別委員（川上 昇君） 先ほどの992,307円の件ですが、実は予算書、お手元にあると思うんですが、395ページ、不用額992,307円です。確かにこの金額があるんですが、その前ページ、393ページ。こちらの歳入の方ですね、予算減額と収入済額との比較ということで、右下△277,407円ということになっておりますが、先ほどの992,307円から277,407円を差し引きますと残りが395ページの歳入歳出差引残額ですね、714,900円ということになります。この金額を次年度に繰り越すということで、この会計内ですね、この会計内で次年度繰り越すということになっております。

○議員（児玉 助壽君） この事業はもうあの町営事業になつとるわけですから、この今の畜産用水の会計の繰越しにはでけんと思うわけですよ、その今でいう国営尾鈴地区土地改良事業に関する予算として繰り入れることはでけても、畜産用水の事業に使うことはでけんと思うわけですが、これ、そこ辺のこの条例関係があいまいになつとったらですね、おそらく今後訴訟問題等が発生すると思いますが、そういうことの審査はなされてないようでありますので、質問を終わりたいと思います。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のために申し上げます。討論・採決は、各案件ごとに行います。

認定第1号令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 昨年8月28日、安倍首相は持病悪化を理由に突如辞任を表明、その背景にはコロナ禍に対する安倍首相及び政府の対応策への国民の強い批判と不満があったといえます。そして9月3日、菅首相の政権投げ出しという事態が起きました。これは、こんな政治は我慢ならない、という国民の世論と運動に追い詰められた結果であります。菅政権は、コロナ対応で無為無策と逆行を続け、感染爆発と医療崩壊を招きました。沖縄の辺野古新基地建設の強行、違憲、違法な日本学術会議への人事介入など強権政治の限りを尽くしてきました。政権中枢にかかわる国政私物化の問題、政治とカネの問題が次々に明るみに出されてきましたが、一つとして説明責任を果たさず、一つとして反省がありません。こうした政治に対する国民の怒りの声が大きく広がり、政権投げ出しへと追い詰めたのであります。同時に、これは菅首相一人の問題ではありません。菅首相の最大の看板は安倍政権のk継承でした。ですから、今起こっていることは9年間に及ぶ安倍、菅政治そのものの破たんには他なりません。令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、反対する立場から討論をいたします。令和2年度の川南町一般会計歳入歳出決算では、2億3,322万809円の黒字決算です。令和2年度の予算は、消費税率10%増税を使用料、利用料、水道料金、下水道料金にも上乘せし、町民の負担増でした。さらに保育所や老人ホームの民営化など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引き、学校給食調理業務は民間企業に委託しての予算計上でした。労働法制上でも働く意欲の面でも直接雇用に戻して処遇改善を図るべきではないでしょうか。平成26年度から文化ホール図書館が指定管理者となりました。サンA文化ホールは川南町にとって誇れる文化施設として直営にしていきたいのです。川南町では、平成27年度以降、マイナンバー関連事業に予算が投じられています。マイナンバー制度は日本に住む全ての国民、外国人に生涯変わらない12桁の番号を付け、さまざまな機関や事務所などに散在する個人情報を、その番号を使って簡単に名寄せ、参照できるようにし、個人情報を活用しようとする制度です。個人情報の流出など事件、事故が問題になっています。同時に企業が儲けのためにさまざまな個人情報を一つにまとめ、分析し人の思考や好みの傾向などが分かると言われ、プライバシーが侵害されます。プライバシーを守る権利は、憲法によって保障された人権の一つです。マイナンバーは、大量の個人情報を蓄積し、税、医療、年金、福祉、介護、労働保険、災害補償などあらゆる分野の情報を一つの番号に紐づけしていきます。他人に自分の情報の何を知らせ、何を知らせないかをコントロールできる自己情

報コントロール権が著しく侵害されることとなります。現在、サイバー攻撃などから完全に防御できるシステムは構築されていません。町民の暮らしが、今いかに大変なのか、町民目線で見ればはっきりしています。国言いなりの町政ではなく、町民の立場を貫く町政こそ求められています。川南町は、これまで大きな災害がありませんでした。災害に強い町として、人口減対策に生かすことはできないのか、命を守る災害対策に備えたいものです。住んでよかった川南と言われるように、町民の福祉の増進を図るといふ地方自治体本来の使命の実現を求めまして、令和2年度一般会計決算の認定について、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから、認定第1号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。従って認定第1号令和2年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり可決されました。

認定第2号令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第2号令和2年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定に対し、反対の立場で討論を行います。国民健康保険事業特別会計は、黒字決算です。国保加入者が人口減と後期高齢者医療への移行により、被保険者数が減少しています。国民健康保険法は、社会保障及び国民保健の向上を目的とし、国民に医療を補償する制度です。その制度が国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどあってはなりません。川南町には、法律で定めた最高限度額いっぱいの国保税を徴収しています。また、後期高齢者医療制度の導入によって、後期高齢者医療保険料の徴収が行われています。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象に、都道府県連合会が運営をしています。さらに介護保険納付金の課税額についても同様の定めがあり、命や健康、生業、商売や農業などを脅かしていませんか。川南町で独自にできることはないのか、国がコロナ対策として国保税などの税の徴収猶予や減免を打ち出しましたが、町民はどれくらい利用できたのでしょうか。町民の声は国保税は高いと言っています。川南町民の国保税を引き下げるべきではないでしょうか。国保税の基金残高は、3億9,396万9,118円です。国保加入者数は、4,725人です。全額を取り崩さなくても基金の一部を取り崩せば引き下げられます。医療保険における最後のセーフティネットと言われる国民健康保険が格差と貧困の拡大する中で、疲弊する国民をその制度から締め出すことは大問題です。国が2018年から導入した国保の都道府県化事業は、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体本独自の軽減を辞めさせ、その

分を保険料に転嫁させることにあります。保険料高騰に対する国の緩和策が行われていますが、国保の抱える構造的問題は、なんら解決されません。国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めています。貧困化で国保税を払えずにいる人が多数いるにも関わらず、国が国庫負担金を減らし続けてきたために、国保税は高騰しています。川南町は、国保税軽減世帯数が 50 パーセントを上回っている状況です。国庫負担を増やすことを国に求め、高すぎる国保税の引下げの手立てを尽くすことが必要であることを強く求めます。年金が減額される中、高い国保税を払い、介護保険料と後期高齢者医療保険料を年金から徴収され、現在と将来に不安を感じつつ残りの年金で、やりくりをしているという生活実態を踏まえて、町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす自治体の本来の姿を強く求めて討論いたします。反対討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、認定第2号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。従って、認定第2号令和2年度川南町特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、認定第3号令和2年度川南町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、認定第3号について、採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。従って認定第3号令和2年度川南町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。ただいまの出席議員は、12名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中津克司君及び養原敏朗君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は、賛成と、反対の方は、反対と記載して投票

をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

中津 克司君、蓑原 敏朗君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 12 票、そのうち賛成 9 票、反対 3 票。以上のとおり賛成が多数であります。従って、同意第 2 号教育委員会委員の任命については、適任とすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第 21、要望第 1 号障がい者自立支援協議会及び障がい者やその家族のための相談窓口の設置及び充実整備についての要望を議題とします。本要望は、常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました要望第 1 号障がい者自立支援協議会及び障がい者やその家族のための相談窓口の設置及び充実整備についての要望について、審査の経過と結果について、報告いたします。

所管課でもある福祉課職員出席のもと、委員全員で慎重に審査いたしました。まず、令和 3 年 3 月に町が発行した第 6 期川南町障がい福祉計画、川南町障がい児福祉計画の冊子を参照しながら障がい者の現状として、令和 2 年 10 月 1 日現在、町内に手帳所持者が 1,272 名いること、年齢構成としては、60 代以上が 711 人で、78.7%を占めていることなどが報告されました。そして、町としてはこれらに十分に対応するには、担当者が少ないため、対応できるよう話を進めているとのことでした。また、障害保健福祉施策関連事業費の現状として障がい者サービスや医療費助成などの 4 事業費が平成 28 年度から令和元年度の 4 年間で約 5 千万円、事業費の約 10%増加しており、現場は繁忙を極めているとのことでした。さらに令和 2 年 10 月に実施した福祉に関するアンケート結果についての説明もありましたが、提出された要望書に記されたアンケート結果の記述は、文脈が省略されて原文のままではなく、ニュアンスが変わった表現となっているので、勘違いされないか危惧しているとの説明でした。

続いて、自立支援協議会設立の経緯が説明され、平成 19 年 12 月高鍋町役場において、広域での検討から始まったが、平成 25 年 1 月 29 日川南町公民館で川南町障がい者自立支援協

議会を設立、同年4月から、川南町社会福祉協議会の当時の事務局長が自立支援協議会の事務局長となり、以来同社会福祉協議会が自立支援協議会の事務局として、共同募金助成金等の少ない予算ながら運営活動されています。なお、自立支援協議会の委員は、サービス事業所6名、相談支援事業所2名、当事者団体4名、学識経験者1名、医療1名、行政が2名これは、川南町役場福祉課社会福祉係、そして保健センター、事務局1名の17名となっていて、要望書にある学校や教育関係者、地域住民代表、民生委員、児童委員ですが、これは入っていません。町としての対応ですが、要望1の町に事務局を設置については、置くかどうかを社会福祉協議会と十分相談しながら、進めていきたいとのこと、また要望2の相談窓口の設置及び整備充実については、社会福祉協議会からも要請があり、協議しているが、今後相談窓口の充実を図るべく、話を進めているとのこと。これらの計画については、総合福祉センターができた時点で、具体的に充実させようと考えているところとのことでした。それから、相談窓口ですが、要望書には川南町には福祉課とグリーンハートの2か所だけと記述されていますが、実はそれ以外にも高鍋町、木城町、新富町、西都市にも各1か所ずつあって、福祉課以外にも5か所あるとのことでした。そして、さらにその先に計28か所あり、広域な体制で対応しているとのこと。ただ、提出された要望書は、不本意にも福祉課係長も委員でありながら外されたところで、一部の人たちが協議作成されたものであり、事後報告であったとの説明でした。委員会の審査中、出席していた福祉課職員に対し、1、町として、説明責任を果たさなければならない、また自立支援協議会においても腹を割って話し合う事が大切だ、2、保育所とか学校など子供たちの早い段階で障がいを見だし、医師など専門家と相談できるように対応願いたい、これらの福祉事業に特化した課があっても良いと考えている、3、自立支援協議会内で支援事業等について、整理されてはどうか、などの意見が述べられました。審査の結果、1、町長部局にも同内容の要望書が提出されていること、2、自立支援協議会内部で目標を明確にして、もっと積極的に議論を深めてもらいたいこと、3、請願書の例により、処理するものとして扱ったが、書式が整った本来の請願書であれば、紹介議員がいるので、委員会審査に招致し意見が聞けるが、この度はこれがかかわなかったこと、4、議長から町長に対し、本件について、部内で議論を深め、解決に向かうよう申し入れること、以上のことから、川南町障がい者自立支援協議会が自力で解決する実現の可能性を期して、本要望書については、全委員の賛同をもって不採択と決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。ただいまの委員長報告は不採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

要望第1号障がい者自立支援協議会及び障がい者やその家族のための相談窓口の設置及び

充実整備についての要望について、討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（米田 正直君） 障がい者自立支援協議会及び障がい者やその家族のための相談窓口の設置及び充実整備についての要望書について、採択に賛成の立場で討論を行います。総務厚生常任委員会で慎重に審査をしていただき、不採択という結果になったようですが、要望書の内容について一定の理解はあったと理解いたします。この要望書は、2つの事項について、要望されたものです。1点目は、自立支援協議会の設置であります。同名称の協議会は存在しますが、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第89条の3、第1項に地方公共団体は単独でまたは共同して障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならないとあり、法律で定める自立支援協議会、法律では協議会とありますが、協議会を設置していただきたいという要望であります。2点目は、障がい者、社会的弱者にやさしい相談窓口の設置及び整備拡充であります。令和3年4月1日施行の社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業の制度が創設されました。この事業が創設された背景として、地域住民が抱える問題が複雑化、複合化しており、子ども、障がい、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑、複合的な課題や共感のニーズの対応が困難になっている現状であります。当町でもそういった例があり、担当課も限られた職員数のもとで、対応されていることには敬意と感謝を申し上げたいと思います。国は広く地域住民を対象とした重層的支援体制整備事業を創設し、この事業を実施する市町村に対して、交付金を一体的に交付することで、市町村において、属性や分野を超えた取組みを柔軟に実施可能となり、課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や地域住民等には、地域福祉の推進を展開しやすい仕組み作りをしています。このように国は施策構築をして、社会福祉の充実に努めています。このような制度を活用していただき、川南町の相談窓口についても、整備充実を図っていただきたいという切実な要望であります。先ほど申し上げましたように、町の職員についての対応の問題ではなく、町の体制を明確化し、窓口の整備充実を図っていただきたいということでございます。第6期川南町障がい福祉計画に保護者調査結果に厳しい意見が記載されています。少数の保護者の意見かもしれませんが、町の障がい福祉計画に載せられたということは、それなりの意味があると思います。以上のようなことに理解を示し、要望書の採択に賛成するものです。議員各位の多くの賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、要望第1号について、採決

します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。従って要望第1号障がい者自立支援協議会及び障がい者やその家族のための相談窓口の設置及び充実整備についての要望は、不採択となりました。

日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第23、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで令和3年第7回川南町議会定例会を閉会します。

午後2時10分閉会
